

第37回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 議事録

日時：2019年3月20日（水）15:00～16:45

場所：電力広域的運営推進機関 会議室 A・B・C

出席者：

大山 力 委員長（横浜国立大学大学院 工学研究院 教授）
荻本 和彦 委員（東京大学 生産技術研究所 特任教授）
合田 忠弘 委員（愛知工業大学 工学部 客員教授）
馬場 旬平 委員（東京大学大学院 新領域創成科学研究科 准教授）
松村 敏弘 委員（東京大学 社会科学研究所 教授）
加藤 和男 委員（電源開発㈱ 経営企画部 部長）
塩川 和幸 委員（東京電力パワーグリッド㈱ 技監）
高橋 容 委員（㈱エネット 取締役 技術本部長）
花井 浩一 委員（中部電力㈱ 電力ネットワークカンパニー 系統運用部長）

オブザーバー：

大久保 昌利 氏（関西電力㈱ 執行役員 送配電カンパニー担任（工務部、系統運用部））
平田 卓也 氏（経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力供給室
室長補佐）

欠席者：

大橋 弘 委員（東京大学大学院 経済学研究科 教授）
増川 武昭 委員（(一社)太陽光発電協会 事務局長）

配布資料：

- （資料1-1）議事次第
- （資料1-2）調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 定義集
- （資料2）2019年度供給計画の取りまとめについて
- （資料3）2019年度夏季の猛暑H1 需要発生時の電力需給見通しについての概要（案）
- （資料4）2019～2028年度を対象とした電源入札等の検討開始の要否について

議題1：2019年度供給計画の取りまとめについて

- ・事務局より資料2により説明を行った後、議論を行った。

〔確認事項〕

- ・2019年度供給計画の取りまとめおよび大臣意見は、事務局提案どおりの内容で、評議員会に付議したうえで、国へ提出する

〔主な議論〕

(荻本委員) 質問が2点と要望が1点ある。まず、64ページに、「容量市場が機能するまで」という表現がある一方、同じページに「容量市場による容量確保が開始される2024年度までに」という表現がある。「容量市場が機能するまで」とは、2024年度のことを指すのか、その前なのか、後なのか。定義をご教示いただきたい。

2点目は、67ページの「容量市場の創設後は、その仕組みの中で適切な供給力が確保される」という表現についてである。容量のうち、単純なkW値は容量市場で4年前に価格が付くが、調整力は短期にしか価格が付かないと伺っている。資料のこの部分では、そのような条件のもとで必要な供給力が確保されると書かれているのか。広域機関としてどのような状態を想定して、供給力が確保されると考えているのか。

次に要望であるが、69ページ、再エネ大量導入を踏まえた調整力の確保および運用のあり方について、国においても関連する制度見直しの検討をすべきとある。関連して、今のFIT特例制度では、実需給前々日の再エネ出力予測値を発電計画値としてバランスしていれば良いというルールがあるが、これは国際的に見て類を見ない、あまり適切でない制度だと思う。要望して変わるかどうかは別として、広域機関からも、問題点を添えて、国に制度見直しについて提言いただけないか。

→ (事務局) 1点目、63～64ページの提言(1)で言いたいこと、64ページの3つめの■で言いたいことは、2024年から初めて金銭的対価が交付されるということ。2019～2023年までの間に、2024年から金銭的対価が受け取れるまで待てず、長期休止や除却をされてしまう発電設備が出てしまうため、そこに関して、これは制度検討作業部会(TF)でも議論されたが、最低限の金銭的な対価が得られるような制度的措置が必要ということである。つまり、金銭的対価が交付されるなら事業者も長期休止や除却をしないことがあると考えられるが、その端境期で、2024年まで待てずに除却や長期休止を行うということを何とかしなければならぬという意味である。

そして、2点目について、容量市場が開設して完全に固定費が回収できるかというのは、どういう風にオークションで落札されるかによるため分からないが、確保される蓋然性が相当高まるのではないかと考えている。また、2019～2028年の予備率も、連系線活用後は8%を超えており、問題ないのではないかと申し上げた。

また、最後に言われたFIT特例制度の2日前という点の見直しについてであるが、私もが一番関心を持っているのは、太陽光出力は、今の予測だと当日の朝にならない限り正確に分からず、それも、予測と実績が相当ずれる可能性があるという実態である。そういっ

た状況下でベストなのはどのようなことで、また、費用も相当かかるということを踏まえて広域機関は検討しなければならないし、国にも検討していただきたいということで、FIT 特例制度をどのように見直したとしてもその実態自体は変わらないため、実態に合った問題点、今後のあり方を 69 ページの提言(3)で提言させていただいた。

→ (荻本委員) おそらくそれは単なる間違いではないか。まずはできることをやったうえで、最後に当日朝から数時間後に出てしまうものに対処するのがおそらく正攻法だと考える。言われたような方法を取られる以上、費用をかけて安定供給を維持するという考え方に軸が偏ってしまうので、上手くいっているかは別として、エネルギー市場の中で上手く解決をする努力を続けたうえで、最終的に一般送配電事業者が持つキャパシティを使うというのが、おそらく海外で一般的に取られている方法。なぜかという、それが最も安価にできからということだと考える。広域機関でも色々と検討していただいて、海外とも比較していただいたうえで、どのような方法が良さそうなのかの情報を集めながら考えていただくよう是非お願いしたい。

そして、64 ページの方は、ご説明いただいたものの、結局 2024 年より前なのか後なのか。

→ (事務局) 先ほど申し上げたように、2024 年より早く除却されてしまうものをどうするかとしかここは書いていない。

→ (荻本委員) つまり、「機能するまで」というのはいつなのか。

→ (事務局) 2024 年度に金銭的対価が交付され始めるまで。事業者としては金銭的対価が得られなければ意味がないということ。

→ (松村委員) つまり、「機能するまで」の範囲には、2024 年度より前は全て含まれると言っているのではないか。

→ (荻本委員) 2024 年度を越えたら大丈夫だと言われているという理解で良いか。

→ (事務局) 大丈夫というより、除却や長期休止にならない蓋然性が高まるということ。金銭的対価の交付があるまでは、除却や長期休止が容易に起こり得る。したがって、松村委員が言われたように、「機能するまで」とは今も含め、金銭的対価の交付があるまでと何回か申し上げた。

→ (松村委員) 事務局から、「機能するまで」に 2024 年度より前までは確実に含まれることを説明いただいたが、おそらく荻本委員が懸念されているのは、「機能するまで」という記載では、2024 年度に容量市場が開設されたもの上手く機能しなかった場合も含むものとも読めるため、2024 年度よりも後も含む可能性も有り得るのか、ということではないか。しかし、事務局としては、機能するような制度を作るつもりでいるので、この記載は 2024 年度までのことを指しているという意図の回答だったのではないか。

→ (荻本委員) 承知した。これは 2024 年度以降にも余地を残そうとした表現ではなく、2024 年度までに上手くいこうという蓋然性が高いということか。承知したが、67 ページのことが実際に本当なのかは、プロセスを見ていかなければ分からないということか。

→ (事務局) 「容量市場の創設後はその仕組みの中で必要な供給力が確保されることとなり」というところか。ここは、正確に申し上げれば、「確保される蓋然性が相当に高まることと考えられるため」といった表現となる。

- (荻本委員) それは条件として、調整力は短期的にしか市場取引されないという状況においても、その蓋然性がかなり高いという風にかかれていてという解釈でよろしいか。
- (事務局) その点については、落札価格が実際にどうなるかは分からないが、想定しているような落札価格になるのであればこのようになる蓋然性が高いのではないかとということだと考える。
- (松村委員) 例えば、容量市場で、高いレベルの調整力を持っていない電源ばかりが落札され、キャパシティが埋め尽くされることも原理的にあり得る。そのときには、一週間前に調整力を調達しようとしても、モノがなければ応募されるはずがなく、どんなに価格が高くてでも不足することになる。荻本委員の質問の意図は、そのようなことも含めて大丈夫かということなのではないか。もう 1 つは、モノはあるが応札されないことも当然有り得るわけで、モノがあるのは必要条件ということでもよろしいか。そして、それは容量市場で手当てできているのか。モノがないと分かったとしても、一週間前では対応できないということではないかと思うが、容量市場では現在のところ、後者の問題、つまり、モノはあるが応札されるかどうかという問題は置いておき、そもそも今の発電の状況からして、容量市場に調整力を持つ電源の量が不足するほどに応札されないことはないという予想に基づいている。しかし、長期的に本当にそうなるかは分からないので、確認していくことは容量市場の設計の中に入っているが、2024 年度の断面ではその問題はないという予想であり、多くの人はおそらくそう思っているのではないかと考えている。荻本委員はそういうことを問題視されているのではないか。
- (荻本委員) そこまで緻密な話ではなく、新しい電源はできないかと思っただけである。
- (事務局) 容量市場における調整力確保の考え方については、今、松村委員が言われたとおりで、現状の電源と休廃止計画を見ると、当面の間は確保されているだろうという前提に基づいている。ただし、言われたように、応札されないというようなこともあるし、当面の間はエリアで調整力が必要である一方、容量市場では全国で必要な供給力を一括して確保することになるため、特定のエリアの落札量がかなり少なくなるということも想定され、その場合には確認をすることになっている。確認をして、なかったときにどうするかということころまではまだ整理していないため、どのような形で調達するのかは別途考えなければならないが、確認をするということは決めている。
- 少なくとも必要な調整力の機能を持つ電源 I とか I' については、容量市場が始まるまではこれまでどおり確保するので、そのときにはある。それで翌年を迎えるので、2024 年度から急になくなるものではないと考えている。
- また、荻本委員が言われたことは事務局も懸念している。そのため、先を見据え、容量市場において、通常のオークションで確保できなかったときに備えた特別オークションという制度も作り、新設も含めて確保を試みる。それでも不足すれば、より使いやすい形にして電源入札を実施するという形の三段構えとしている。今後 10 年程度は今ある供給力を維持すれば問題ないが、新設が全くなければどこかで不足することが想定されるので、万が一そういった状況になる場合には、通常オークション以外の方法もこの容量市場の検討の中で案も出していくので、躊躇なくできるような形で、今申し上げたような色々な検証をしつつ発動をしていくことになるのではないかと考える。

- (荻本委員) 資料に、「容量市場が機能するまで」と書いてあったため色々考えてしまった。今言われたことでお答えいただいたと考える。
- (松村委員) 荻本委員のご発言の中の FIT インバランス対応の話について、広域機関に要求するのも間違っていないと思うが、新エネ関連の審議会の主要な委員である荻本委員が、こうあるべきだと繰り返し言われているが、そちらの審議会で議論の方が本筋だと思う。この制度は、広域機関が決めたわけではなく、別の審議会で決められており、広域機関の委員会ではそれを所与として、最もコストが安価となるようにマーケットをどのように使おうか検討をしている。FIT 特例制度において実需給前々日の再エネ予測値を発電計画値とされているのを何とかできないか、そちらの審議会でも散々議論されたが少なくとも荻本委員の満足するようなどころまでは進んでいない。それはそちらの審議会の責任であり、そちらの審議会で荻本委員に具体的な案を出していただき、それでよいかどうか議論していただいた方がより建設的ではないか。広域機関の方でも調査し、より良い案があれば出すという努力はすべきだとは考えるが、従来から行われており、これ以上やれと言われても具体的にどうすべきかを指摘してもらわないと苦慮してしまうのではないかと。
- (荻本委員) 本委員会はセキュリティに責任を持つ場だと考える。したがって、誰の責任であるかは別として、運用やセキュリティに照らしたときに制度のどこに問題があるのかと、必ずしも解決策を提示しなければ提起してはいけないということではないと思うし、私個人にそれを求められても誰にとってもそれはなかなか難しい。ただし、制度の問題があるということはそれぞれの道のプロが言っていくもので、それが、少しずつ議論を形成していくものだと考える。誰か卓越した人がいるだとか、非常に強力な委員会があるからそこが解決してくれるかということはおそらくそうではない。この場の委員も含めて、そのようなことを言っていくことが大切だと私は思ったので、言わせていただいた。ほかに責任を持っている審議会があるから本委員会では何も言わないで良いだろうということではもったいないと思った。
- (大山委員長) 本委員会は調整力も含めて、アデカシーとセキュリティの両面に責任を持つ場だと思っている。ただ、今回のこの議題はどちらかと言えばメインはアデカシーに関連した議題である。
- (荻本委員) ただ、69 ページに、「アデカシーの確保が十分になされているだけでは不十分であり、調整力の確保および運用も重要であることを考えさせられるものであった」との記載がある。
- (大山委員長) (3)のレジリエンスの話は私自身非常に違和感がある。本委員会で議論したことではない内容が入ってきている。ただし、非常に重要な話なのでここに記載されているものであり、この記載の変更・削除を求めるつもりはない。意見としては出しているというスタンスであり、今回の議題のメインはどちらかと言うとアデカシーである。その上で、セキュリティ上でも問題のある点があるので、エネ庁への提言として書いているのではないかと。それ以上、セキュリティに踏み込むというスタンスではないのかなという気はしている。非常にあいまいな提言であることは否めないと思うが、その上で呑み込んでいただくという感じかと思っている。ただ、荻本委員も言われたように、本件については既に別の審議会で何回も仰っていただいていることは重々承知しているし、松村委員も言われていたので、こ

ちらでも機会があるときに何か言ってほしいというご希望は理解した。それは、今回の提言の中に明示的に入れるかどうかは検討が必要だが、事務局でも当然認識すべきと考えている。

(合田委員) 今回は、62 ページ以降 3 つの課題を提言として書いていただいている。今大山委員長も言われたように、3 つ目を入れるかは議論の余地があるが、記載内容そのものについては、課題とそれに至った検討の経緯とその結論、更に結論は広域機関としてやることと、国に対して要望することが整理して書かれているので、同意する。ただ、課題と結論と検討の経緯が全て同列に書かれてしまっているが、大事なのは課題と結論なので、そこが分かるような書き方にしていきたい。単なる書き方の問題だが、そういう点を修正した方が良いのではないか。

→ (事務局) 具体的にどのあたりが問題とお考えか。

→ (合田委員) 例えば、(1)で言えば、休止火力が出てくる可能性があるが、広域機関からの依頼だけでは対処できないかもしれないというのが 1 つの課題だと思う。それに対して、「広域機関はこのようなことを実施するが国としても制度の見直し等をやっていただきたい」というのが結論であるとする。記載方法は例えば、「課題はこうある」が、「結論はこうだ」というところがはっきり分かるように、例えば四角で囲むとか、課題と結論を矢印でつなぐとかした方が理解しやすいのではないかとというだけのことである。書かれている内容の変更の必要性を言っているわけではない。

→ (事務局) そういうところは意識して書いているつもりである。大臣意見は文章で提出することになっており、ご指摘の点はパワーポイントの説明資料で対応することによろしいか。

→ (合田委員) 例えば、上の方に課題が記載されており、その課題に対応する検討の経緯は同列に書かれているが、これは検討の経緯なので、書くとしても例えば小さな■で横に記載しておいて、最後の結論は大きく書くというようにした方が、最初と最後だけ見れば課題と結論がすぐに分かるような格好になるのではないか。単に書き方の問題についての意見である。

→ (事務局) 承知した。文章で提出する大臣意見はこのままにさせていただいて、説明用の資料として様々な場で使用するパワーポイント資料の中でそれが分かりやすいような形で対応したい。

→ (合田委員) 了解した。

(事務局補記：上記議論を踏まえ、資料 2 65 ページを追加)

(塩川委員) 2019 年度の供給計画を取りまとめていただいて最も印象的なのは、27 ページにあるとおり供給力確保に関する要請文を出されたというのが昨年と違うところで、2019 年度の休廃止は少し増えた一方で予備率が高くなったというのは、まさに 28 ページにもあるように、夏季と冬季という需要ピーク時に予定されていた設備補修が抑えられたという意味で、要請文を発信していただいた広域機関に感謝申し上げる。設備補修を調整していただいた事業者の方々にも、そのような協力をしていただいたことについて、一般送配電事業者として感謝を申し上げたい。

また、28 ページのグラフを見ると、年間の全体のボリュームも減っているような感じが

する。以前、需給のシミュレーションを提示された際、スタッキングレシオに係る話をし、今後、卸電力市場や競争がより活性化すると、事業者には、供給力をできるだけ長く運転したい、すなわち停める時間を短くしたいというインセンティブが働き、おそらく補修の期間を短くするための工夫をする動きが出てくる可能性があると言った。28 ページのグラフで確認できるのは単年度分の推移だけなので今後継続的に全体のボリュームが減るかは分からないが、少なくともこのグラフ上では全体的な年間の補修量が減っていると思う。このような傾向を考慮すると、今後どの程度の設備量が必要かというような EUE の計算をするうえでもかなり効いてきて、設備が少なくとも同じ信頼度が得られるというような可能性もある。今後もデータを蓄積していき、傾向をよく確認していただきたい。

もう 1 点は、40 ページの、今後の電源の新增設と休廃止の計画の中で、新增設の燃料種別内訳を見ていただくと、昨年度も同じだが、石炭と LNG が同程度の比率になっている。これだけの設備量を新設するということが、昨今の報道等によると、CO2 の問題もあるのかもしれないが石炭火力の新設等にアゲインストの風が吹いており、計画をやめる、あるいは LNG に転換するという例もある。これは供給計画の中で申し上げることではないが、今後供給力を容量市場で確保していく中で、こういった電源が立ち上がれば設備量は確保できることになるが、電源、特に石炭火力が今後本当にこのくらい立ち上がるのか、新設についてはよく注視していく必要があるのではないかと思う。

→ (事務局) 1 点目について、塩川委員は相当初期の段階から本委員会でスタッキングレシオについては詳細な検討が必要と言っていており、それを受けて今度の電力レジリエンス等に関する小委員会ではこれまでの経年的なものも含めて詳細なデータを出す予定なので、是非その場で議論いただきたいと思う。相当初期の段階から詳細に調べるべきだという提言をいただき、私どもも感謝をしている。

2 点目について、確かに石炭火力の新設には相当気を付けなければいけないと思っているため、今後も注視していきたい。

(花井委員) 今回もかなり膨大なデータを取りまとめていただき感謝する。供給計画の評価については、これまで EUE の評価もしてきている中、とりあえず従来の計画を出していただいて、従来のやり方と EUE の評価も引き続きやっていくということで、今回 EUE に関連して触れられているのが 61 ページの再エネの供給力の見方のところ。61 ページでは EUE を用いて計算していただいており、「評価方法見直し後は、▲2～5%程度予備率は低下することが想定される」となっている。最終的には「補修調整や休止電源の有効活用が図れれば、最低限必要な供給力の確保は可能」ではないかと記載いただいているものの、せっかくここまでやってきた知見もあるので EUE の計算結果も提示いただくとより確証が得られやすいのではないかと思う。当初、供給計画の評価をするときには従来どおりの評価と EUE の評価の 2 本立てだと言われていたので、そういったデータもまとめていただいた方が、我々としても評価するときに役に立つのでありがたい。

また、67 ページの「容量市場創設後の供給計画のあり方」において、容量市場創設後は設備量を容量市場で見えていくことになるという書き方になっているが、こういった供給計

画のあり方を検討していくと同時に、提出されたデータをどう評価していくかというところも非常に重要な課題と認識している。引き続き、供給計画を今後どうしていくべきかについても議論させていただくと思っており、また、この記載は当然そのような議論をしたうえで検討していくという意図だとは思いますが、是非それも含めて一緒にディスカッションさせていただきたい。

→ (事務局) EUE の話について、各事業者、特に一般送配電事業者にはヒアリングを通じて色々な話をさせていただいたが、今はまだ供給計画を集計をしたばかりで、この結果をもって EUE の計算を進めていく予定であるため、その内容は別途共有させていただきたい。

また、容量市場創設後の供給計画のあり方について、言われたのはどういう内容をどういう風にチェックしていくのかということだと思うが、我々も今議論をし始めたところなので、そのあたりもご意見を踏まえて考えていきたい。

(加藤委員) 委員長から、今回の評価はアデカシーが本論でセキュリティは本論ではないという趣旨の発言があったが、69 ページのセキュリティに係る記載に関連してコメントをさせていただく。1 月に中部エリアで起こった事象に対して、「調整力の確保および運用も重要であることを考えさせられるものであった」という記載のとおり、再エネの大量導入によって、色々なことが起こってくる、そして運用が難しくなっているということを感じた。中部エリアの事象に直接的には関係ないのかもしれないが、また、先ほど、当日発生した事象に対してどう対処するのかという話も事務局からあったが、調整力の使い勝手の良さという点では揚水発電所は起動時間も短く、再エネの下振れにも素早く反応できるし、とりわけポンプ機能というものは有用であり、大規模かつ迅速に対応できていると思っただけ、揚水発電所は運用の柔軟化に十分寄与できるものと思っただけ。こういった特徴等を踏まえて、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会で、揚水発電所について経済性が困難な設備もある中で設備維持を図る方策も検討が必要であるということが提起されていると認識している。先日、この委員会の下部である需給調整市場検討小委員会で、九州電力の委員から、設備の存続に対する制度措置のお願いの意見があったと聞いている。69 ページの 4 つめの■で「再生可能エネルギーの大量導入を踏まえた調整力の確保および運用のあり方について引き続き検討」と書かれているが、やはり柔軟な運用が可能な仕組みを構築していくうえで揚水発電所は欠かせない設備だと我々は思っている。本件は中長期的な課題、あるいは需給調整市場の開設後の状況をよく見ないといけないということもあるのかもしれないが、既設設備の有効活用という点でも設備維持に関わる制度措置を引き続き注視していく必要があると考えている。

(花井委員) 今回の供給計画取りまとめの長期の評価において、卒 FIT をどう考慮されているのか。太陽光発電のパネルは結構長持ちすると聞いているが、PCS は 10 年程度で置き換えられていくということであり、事業者によってはそのまま撤退していくこともある。2019 年度から卒 FIT が出るため、今後も引き続き太陽光発電は入ってくる一方で撤退する事業者も出てくると思う。現時点あるいは至近の年度ではそれほど大きな数字ではないと当社は想定

はしているが、どう考えられているのか。

→ (事務局) 供給計画上、卒 FIT は今のところは見込んでいない。基本的には、一般送配電事業者が想定する太陽光の導入見込みを使用している。その中に卒 FIT がある程度織り込まれているのかもしれないが、今はそのような位置づけである。確かに言われたとおり、大量に出てくると恐ろしい量になるのかもしれないが、具体的な動きや傾向は何かあるのか。

→ (花井委員) これが良いというやり方が今あるわけではなく、こういうことを考慮していかなければならず、だからどうやっていくかということ。当社の中でも、1,000 万 kW 程度が今後 10 年で入ってくると考えている中で、おそらく卒 FIT で撤退してしまう事業者がそれなりに出てくるので、どこかの断面では考慮しなければならないということと、ただ、PCS を置き換えて自家消費に変えていく人もおり、色々なビジネスモデル、太陽光の売り買いの話も今後出てくると思う。そういった中でどう見ていくかというのは議論していくのと思う。現時点ではまだ小さいため、すぐやらなければならないということではないが、そこを考慮していかなければならないと思うし、それによって既設電源、火力電源の休廃止の考え方も、もし変えなければならないのであればそういった検討の必要性もあると考えている。

(平田オブザーバー) 本日議論いただいている 2019 年度の供給計画の取りまとめにおいては、適切な補修調整あるいは休止電源の有効活用によって、安定供給に必要な供給力が確保できる見通しと認識している。この背景については事務局からも説明があり、先ほど塩川委員からも発言があったが、広域機関から、需要ピークを極力避けた補修調整や小売電気事業者に対して可能な限り調達先を確定することを要請をされたことも寄与していると認識している。補修計画の調整にあたっては国との連携のうえ、主要な事業者に対して個別に協力を要請したうえで、ヒアリング等で状況を確認したと認識しているが、いずれにしても本日の議論に至るまで関係者の皆様に協力いただいたことについて、我々としても御礼申し上げたい。

(大山委員長) 今後に向けて有意義なご意見をいただいたと思っている。今回は評価の中身は淡々とまとめたということで、また、大臣意見については、特にここを修正すべきという意見はなかったと思っている。資料の見せ方に関する意見はあったが、それは供給計画の取りまとめ本紙および大臣意見の話ではないと思うので、この形で国に提出するということでよろしいか。

→ (一同、異議なし)

議題 2 : 2019 年度夏季の猛暑 H1 需要発生時の電力需給見通しについての概要 (案)

・事務局より資料 3 により説明を行った後、議論を行った。

[確認事項]

・需給検証のうち夏季の見通しについては事務局提案どおりの内容を国に提出する報告書に取りまとめ、

冬季の実績振り返りとあわせて、次回の本委員会で審議する。

〔主な議論〕

(高橋委員) 前回の本委員会の、需給検証の考え方の見直しに関する報告の中であつたとおり、計画外停止、不等時性、マージンの取扱いを見直して、今回は計算されていると思う。連系線の活用についてはマージン(A)を活用するという方向で、ということだったが、今回のこの計算結果からすると、そのマージンというのは特にそこまで活用しなくても調整できていると見てよろしいか。

→ (事務局) 前回の報告申し上げたとおり、マージン(A)も空容量として連系線の活用をするということで、計算している。活用状況が何割程度かという具体的な数字は手元にはないが、前回説明させていただいたとおり、マージン(A)は活用して評価をしている。

(大久保オブザーバー) 今回の需給検証の話に直接的に関係する確認ではないが、3 ページにあるように、需給検証において、需要については不等時性を、供給力については計画外停止を考慮されているが、容量市場が開設された後の調整力の必要量の算定についてもこの考え方を織り込むのか確認したい。

→ (事務局) 来年度の調整力公募に向けて今後本委員会の中で議論していただきたいと思っているが、不等時性については広域的運用とセットになると思っているので、一般送配電事業者とも相談させていただきながら、どの程度までできるかということも含めて検討したい。

(大山委員長) 夏季の需給検証についてはこの内容で承認いただいたと思っている。次回の本委員会では、国に提出する報告書として取りまとめたものを確認いただく手順になる。

議題3：2019～2028年度を対象とした電源入札等の検討開始の要否について

- ・事務局より資料4により説明を行った後、議論を行った。

〔確認事項〕

- ・2019年度および2020～2028年度について、電源入札等の実施の判断（STEP2）へ移行しない。

〔主な議論〕

(大山委員長) 事務局案のとおり、2019年度においては電源入札等の実施の判断、STEP2に移行しない、2020年度以降についてもSTEP2に移行する必要はないということとしたいと考えているがよろしいか。

→ (一同、異議なし)

(事務局) 最後に一言、御礼方々今後の話をさせていただく。本日は供給計画の取りまとめおよび大臣意見と、夏冬の需給検証、そして電源入札の要否について一貫してご審議いただいた。こうし

て、長期の電源入札まで含めてこの時期に全部ご審議いただいたのは今回が初めてであり、そういった意味でも御礼を申し上げたい。このあと、大臣意見については3月25日の評議員会に付議して最終的にその決議を経て経産大臣に提出することになるので、よろしくお願いしたい。また、本日の議論の中で、容量市場が本当に機能して必要な供給力を確保できるのか、という主旨のご意見をいただいたと思っている。その意味では、大臣意見の(2)に記載したとおり、機能するためにやらなければならない準備は、この2019年度が最も重要な時期であり、しっかり取り組んでいくということも含めてここに書かせていただいた。ただ、供給計画や容量市場の中で把握しているのはあくまでアデカシーであり、セキュリティや ΔkW 、調整力等など見ていない部分があるのもそのとおりなので、その意味も含めて大臣意見(3)を付しているのご理解いただきたい。ただし調整力に関しては、大臣意見(3)に記載したもの以外にもあるかもしれないので、その点は、需給調整市場の検討などでも審議していただければと思っている。いずれにしても広域機関にとって2019年度は容量市場や需給調整市場の開設準備を含め、様々な供給力、調整力に係わる課題に取り組まなければならない年度であることから、今回はこのようにまとめさせていただいたものである。

以上